

【都市利便増進協定の概要】

- ・都市再生特措法で制度化された(法46条13項)、官民連携による質の高い公共空間の創出・管理に係る仕組み
- ・都市利便増進施設は、公共空間の質を高める類の施設が該当し、一般的な整備・管理水準を上回るような管理を行う場合に有効な制度
⇒利便増進施設には、道路、公園等の施設の他、民地内の公共的施設(公開空地等)を含めることも可能
- ・協定は地権者等で締結し、認定は市町村長
- ・地区における都市利便増進施設は都市再生整備計画(法46条)で位置づけた上、その整備又は管理の方法(管理主体を含む)、費用の負担方法等を協定で定める
⇒協定締結を行う「地権者等」には道路管理者等も含まれ、また都市再生整備計画に記載できる「道路占用許可の特例」事項(法46条10・11項)も協定に盛り込めば、道路空間活用に関する取決めも可能

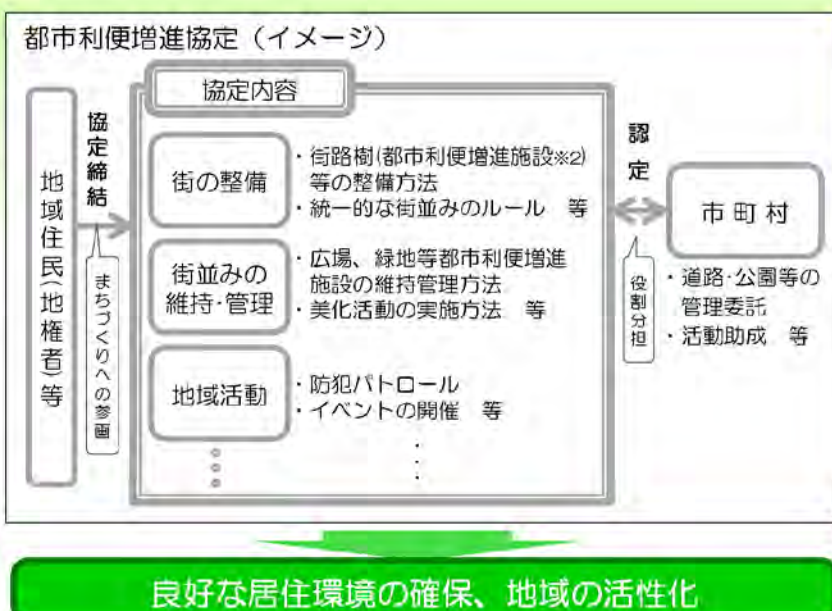
都市利便増進協定

○都市利便増進協定とは

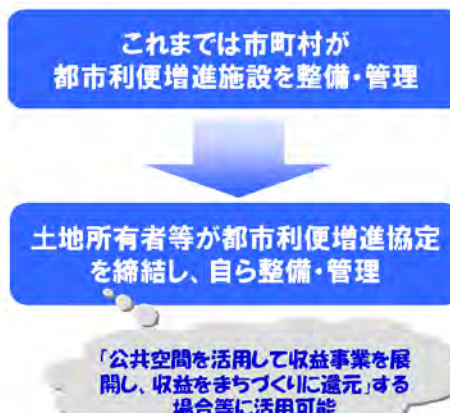
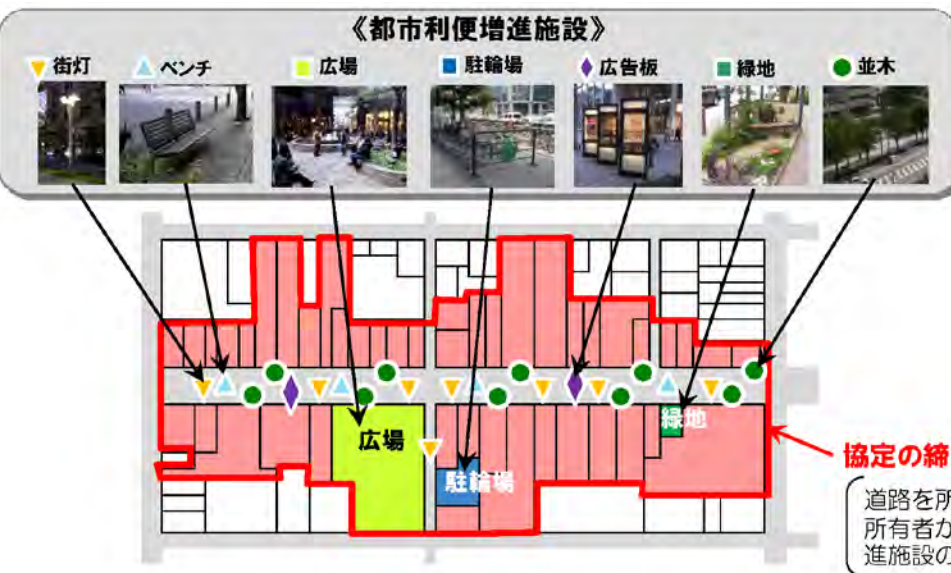
都市利便増進協定とは、都市再生特別措置法(都市再生法)に基づき、地域のまちづくりのルールを地域住民が自主的に定めるための協定制で、地域のエリアマネジメントを継続的に取り組む際に活用することが期待されます。

地域住民(地権者等)同士が締結したものを市町村が認定することにより、良好な居住環境の確保や地域の活性化等、地域主体の公共的な取組みを促進するとともに、市町村と適切に役割分担をはかりながら、まちづくりを促進することが可能となります。

★平成23年度に都市再生特別措置法が改正され、地域住民による自主的なまちづくりを促進・支援するための新たな協定制である都市利便増進協定制が創設されました。



(国土交通省ホームページより)



実施する事業等を計画で位置づけ

都市再生整備計画

- I. 都市再生整備計画とは
- これまでの都市再生整備計画は、主として市町村を中心とした、旧まちづくり交付金を活用して行うまちづくりを推進するための計画でした。
 - 都市再生特別措置法の改正により、今後の都市再生整備計画は、「官民連携によるまちの整備・管理のための計画」として、交付対象事業だけでなく民間主体によるまちづくりの推進を図る活動も記載できます。(民間主体の活動のみを計画事項とする都市再生整備計画を策定することも可能です。)
 - 都市再生整備計画区域内では、民間による都市利便増進協定や道路・河川の占用許可特例制度(以下、「協定制等」という。)を活用し、市町村と民間の連携による地域のまちづくりを総合的に推進することができます。また、市町村にとっては通常、抑制的な運用をせざるを得ない各種規制について、柔軟に運用する際の説明材料とすることができるようになります。



II. 都市再生整備計画に記載する内容 ※整備計画の具体的なイメージは、別添資料「都市再生整備計画記載例」とおり。

【都市再生整備計画の記載内容】	新たに計画を作成する場合		
	既存の計画に、官民連携まちづくりの取組を追加する場合	官民連携まちづくりの取組のみで作成	官民連携まちづくりの取組と交付対象事業の両方を位置付けて作成
1. 都市再生整備計画の目標及び計画期間	△	○	○
2. 都市再生整備計画の整備方針等	△	○	○
3. 交付対象事業等一覧表	—	—	○
4. 協定制等の取組み	○	○	○
制度別詳細1 (道路占用に関する事項)	○	○	○
制度別詳細2 (河川敷地占用に関する事項)	○	○	○
制度別詳細3 (歩行者経路協定に関する事項)	○	○	○
制度別詳細4 (都市利便増進協定に関する事項)	○	○	○
5. 都市再生整備計画の区域	△	○	○
6. 整備方針概要	△	○	○

【凡例】 ○: 新たに作成する必要あり △: 必要に応じて内容を修正 —: 新たに作成する必要なし

【都市利便増進協定制度を活用した事業イメージ】

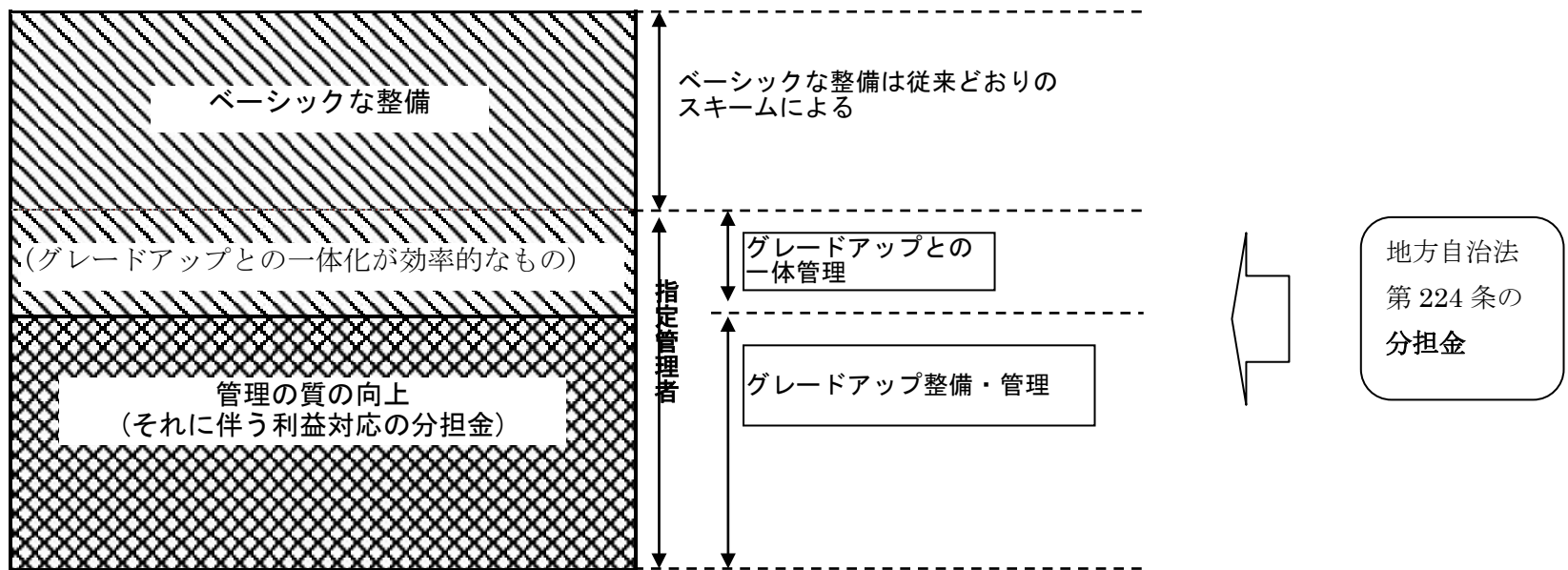
[都市利便増進施設] 施行規則 12 条の二

■協定制度活用の考え方

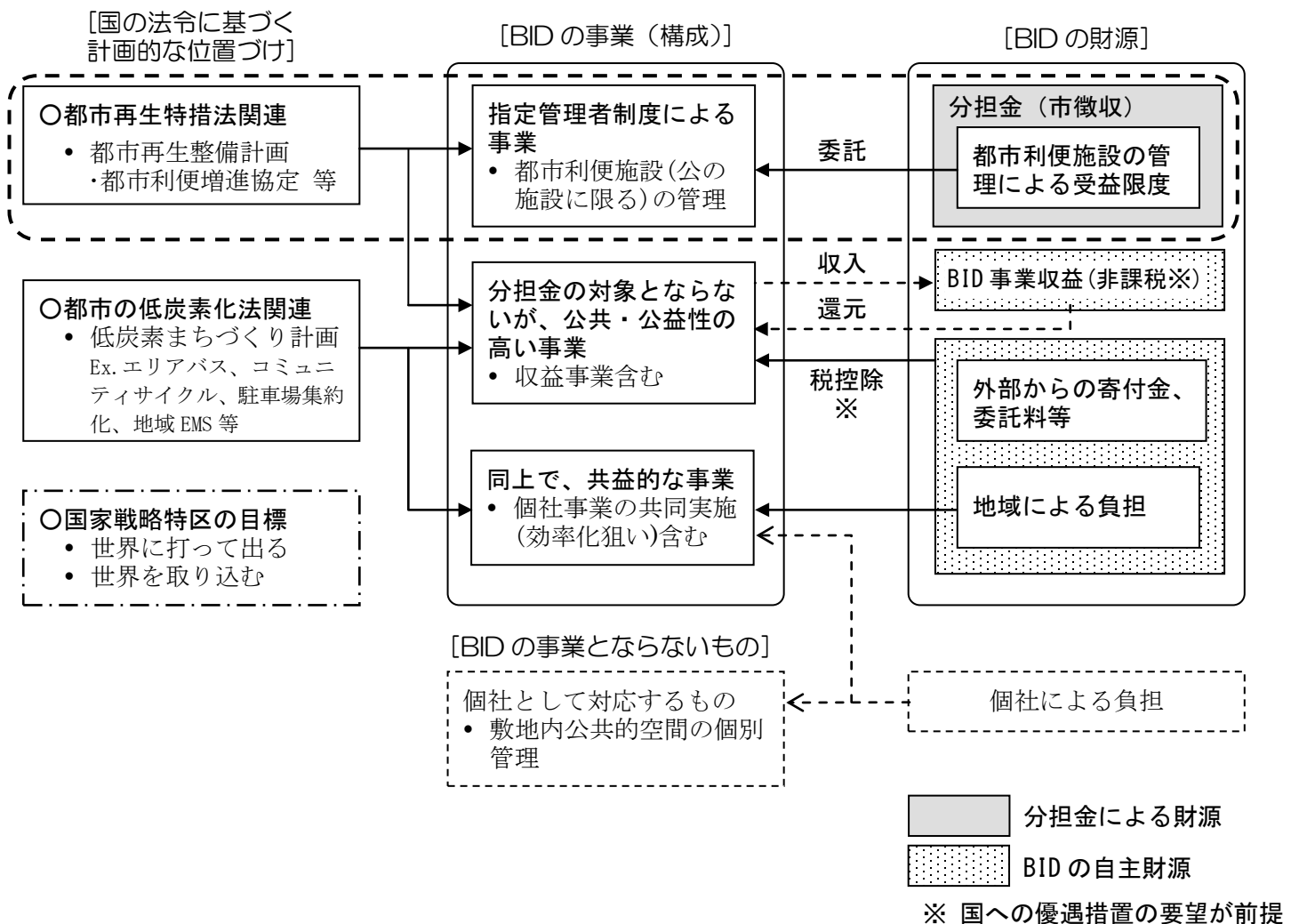
- ①当該地域で整備する都市利便増進施設のうち、行政が行うベーシックな整備水準を超える施設の整備・管理（グレードアップ）は、BID団体が分担する。
- ②グレードアップは、当該地区に「特に利益」を発生させることから、この整備費に充てる目的で地方自治法・分担金を地域の地権者等から徴収する。
- ③分担金は、都市利便増進施設のグレードアップに当るBID団体を指定管理者とし、これへの委託費に充てる

	都市利便増進施設	施設の性質
1	道路、通路、駐車場、駐輪場その他これらに類するもの	交通施設等
2	公園、緑地、広場その他これらに類するもの	公園系施設等
3	噴水、水流、池その他これらに類するもの	水系施設等
4	食事施設、購買施設、休憩施設、案内施設その他これらに類するもの	にぎわいを創出する施設等
5	広告塔、案内板、看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕、アーチその他これらに類するもの	にぎわいを創出する工作物・物件等
6	アーケード、柵、ベンチ又はその上屋その他これらに類するもの	道路附属物等
7	備蓄倉庫、耐震性貯水槽その他これらに類するもの	防災施設等
8	街灯、防犯カメラその他これらに類するもの	防犯工作物等
9	太陽光を電気に変換するための設備、雨水を利用するための雨水を貯留する施設その他これらに類するもの（小型の水力発電設備、風力発電設備等も含まれる）	環境対策施設・工作物等
10	彫刻、花壇、樹木、並木その他これらに類するもの	まちなみ形成工作物・物件等

[歩道等の公共空間の整備・管理の基本的な考え方]



【BID事業パッケージとその財源の全体像】



【参考 都市利便増進施設の設置事例】

■施設1 高質な歩道(+施設10 並木、施設3 せせらぎ)

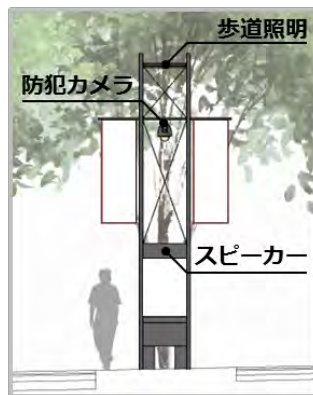


■施設2 高質な公園(+施設3 せせらぎ)



■施設5、8 街灯、案内板、旗竿、防犯カメラ、施設7 非常用電源

多機能照明柱



■施設1 潤いのある地下道(+施設10 花壇)



■施設4 オープンカフェ



■施設1、5 パークアンドバスライド (駐車場の一体運営)



■施設4 案内施設(+施設6 ベンチ)



■施設1、5、6 アーケード付きの歩行者デッキ



エリアサイン



非常用電源



■施設10 道路内の植栽(道路の歩道敷と民地内に設けた植栽帯の一体管理)



■施設5 案内板 (地下道に民間が設置した例)



【都市利便増進施設の種類】

都市利便増進施設	
1	道路、通路、駐車場、駐輪場その他これらに類するもの
2	公園、緑地、広場その他これらに類するもの
3	噴水、水流、池その他これらに類するもの
4	食事施設、購買施設、休憩施設、案内施設その他これらに類するもの
5	広告塔、案内板、看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕、アーチその他これらに類するもの
6	アーケード、柵、ベンチ又はその上屋その他これらに類するもの
7	備蓄倉庫、耐震性貯水槽その他これらに類するもの
8	街灯、防犯カメラその他これらに類するもの
9	太陽光を電気に変換するための設備、雨水を利用するための雨水を貯留する施設その他これらに類するもの(小型の水力発電設備、風力発電設備等も含まれる)
10	彫刻、花壇、樹木、並木その他これらに類するもの